

あなたの相続手続を応援します！

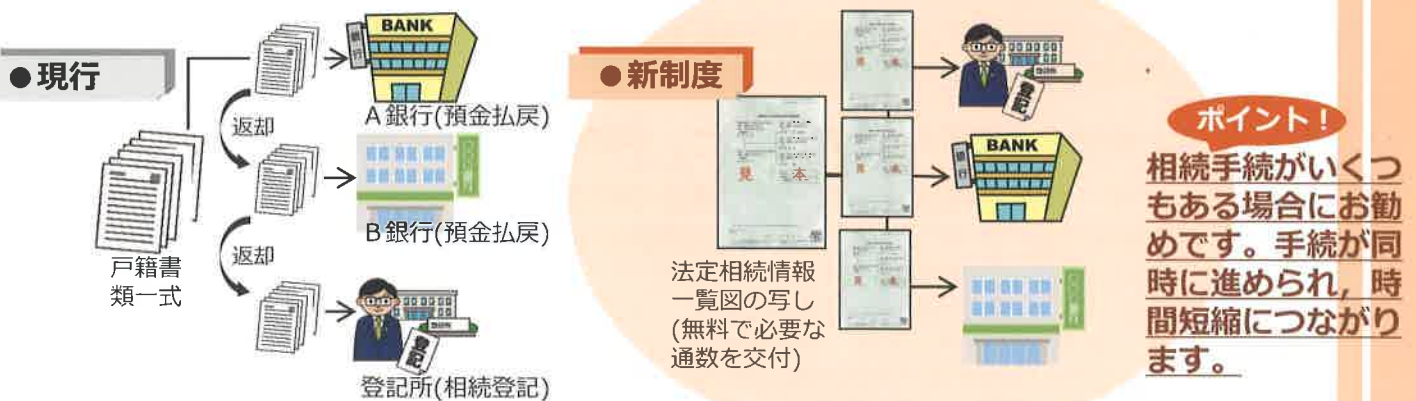
# 法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

## 制度の概要



## 手続の流れ

### ～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集

STEP 2

法定相続情報  
一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入・  
登記所へ申出



法定相続情報一覧図  
の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして  
各種相続手続へお使いください。

未来につなぐ相続登記  
不動産の相続登記  
をお忘れなく！  
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) でもご覧いただけます。